

展示会・見本市等に出展する事業者を支援します 展示会等出展支援助成金事業のご案内

「**檀原ビジネス商談会**」事業の一環で檀原商工会議所会員が、自社製品・商品等の販路開拓及び取引拡大のため国内の展示会等に出展する際に出展経費の一部を助成します。是非、ご活用ください。

<助成対象事業>

- ①国内で平成30年7月1日から平成31年1月末日までに開催される展示会等であること。
 - ②物産展などの即売を目的とするものでなく、新規の商談会や取引先の開拓のために開催される展示会・見本市であること。
 - ③国または地方公共団体及びこれに準ずる機関が主催・共催または後援し、国内で当該年度内に開催される「展示会」「見本市」「商談会」であること。
 - ④本年度開催予定で未実施のもの。
 - ⑤国、地方公共団体の補助金や助成を受けていない、または受ける予定のないこと。
- ※檀原商工会議所が主催する事業は除く。

<申請受付>

随時 ※原則展示会等開催初日の30日前までに申請する事。
予算額に達し次第、受付終了となります。あらかじめご了承ください。

<助成対象者>

以下のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ①檀原商工会議所会員であること ※当該年度会費を納入していること。
- ②檀原市税を滞納していないこと。
- ③ビジネスマッチなら「檀原ビジネス商談会」事業のエントリー事業者であること。

<助成対象経費>

(国内で開催される展示会等)

- ①出展料及びそれに付随する展示装飾費:展示会等への出展に要する施設使用料(小間料)及び会場の装飾に要する費用(備品リース代など)
- ②搬送費:展示品の運搬に要する経費(外部委託の場合のみ)
- ③製品カタログ等製作費:展示会で使用する製品カタログ・パンフレット等印刷費、模型・パネル等の製作費(外部委託の場合のみ)
- ④賃金:展示会当日に一時的に雇用する者の費用
- ⑤会場を往復するための旅費及び宿泊費

<助成金額>

助成対象経費の合計額の2分の1以内。

◇檀原市内に事業所がある会員:上限30,000円

◇檀原市外に事業所がある会員:上限10,000円

※1年度内1事業所1回限り

<手続きの流れ>

申請[展示会等の開催初日の30日前までに申請](※ご注意:予算がなくなり次第終了となります)→審査→助成金交付決定→事業実施→実績報告・請求[事業終了後速やかに]→審査→助成金交付通知→交付

申請、その他詳細については、下記までお問合せいただくか

檀原商工会議所のホームページをご覧ください。

檀原商工会議所 中小企業相談所(檀原市久米町652-2)

※檀原ビジネス商談会 展示会等出展支援助成金係

TEL:0744-28-4400

FAX:0744-28-4430